

令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画自己評価

独立行政法人水資源機構
令和5年6月

令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	令和4年度調達等合理化計画で記載した事項	評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
					実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、評定と根拠
<p>機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p>	<p>機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p>	<p>機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用すること。</p> <p>「令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を策定・公表するとともに、令和3年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表する。</p> <p>また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p>	<p><令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画></p>		<p>・令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に基づき、以下の取組を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定:B ・以下の取組により、調達等合理化計画における全ての内容について、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
			<p>2. 重点的に取り組む分野 (1) 適正な入札契約体制の強化 他機関で発生した入札不正事案の背景等を踏まえ、調達における公正性・透明性確保の観点から、入札事務の合理化にも留意しつつ、総合評価落札方式における積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る分離の実施など、適正な入札契約体制のさらなる強化に向けた取組を引き続き実施する。</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ・調達における公正性・透明性確保の観点から、入札事務の合理化にも留意しつつ、総合評価落札方式における積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る分離、入札書及び技術資料等の同日提出を実施し、適正な入札契約体制のさらなる強化に向けた取組を実施した。 体制分離の実施件数:3件(実施率100%) 同時提出型の実施件数:263件(実施率100%) また、令和4年度は機構の役職員を対象とし、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の各関係法令や「競争性、透明性、公正性の重要性」「受注者(業者)との健全な関係性」をテーマとした「契約に関する講演会」(講師:大学法学部教授)を開催し、適正な入札契約体制の強化の意義や必要性等に関する啓発の取組を実施した。</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
			<p>(2) 参加者の有無を確認する公募手続の実施 設備関係の工事、点検整備等に関する調達について、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定した「参加者の有無を確認する公募手続」を引き続き実施することにより、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を目指す。</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ・既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定して、「参加者の有無を確認する公募手続」を導入し、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を円滑に実施した。 当該手続の採用件数:46件</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
<p>(3) 技術者不足等に対する取組 技術者不足等の現状を踏まえ、以下の取組を実施する。 ・若手技術者の活用・育成のための入札制度の試行 ・週休2日制工事の導入の試行 ・他機関における工事成績・表彰実績等の評価の試行 ・建設キャリアアップシステム(CCUS)モデル工事の試行</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> 技術者不足等の現状を踏まえ以下の取組を実施した。 ・若手技術者の活用・育成のための入札制度の試行(当該制度を適用した入札公告件数:89件) ・週休2日制工事を試行(当該制度を適用した入札公告件数:79件) ・他機関における工事成績・表彰実績等の評価の試行(当該制度を適用した入札公告件数110件(工事)、110件(業務)) ・建設キャリアアップシステム(CCUS)モデル工事の試行(当該制度を適用した入札公告件数:3件(義務化モデル工事)) このほか、翌年度発注予定工事等の機構ホームページにおける公表時期の前倒し(従前3月に公表していたところ、1月前半に公表。)を実施し、応札・応募環境の改善に努めた。</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>			

令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	令和4年度調達等合理化計画で記載した事項	評価指標等	法人の業務実績・自己評価																															
					実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、評定と根拠																														
			<p>(4)ダンピング受注の排除への取組 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年3月31日法律第18号)の発注者及び受注者の責務が果たされるよう、適切な施工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査、評価する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」を試行する。</p>	当該取組の実施状況	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ダンピング受注の排除への取組として、適切な施工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査、評価する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」(工事)及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」(コンサル等)をそれぞれ試行実施した。</p> <p>(実施件数) 施工体制確認型総合評価落札方式:217件 履行確実性評価型総合評価落札方式:312件</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>																														
			<p>3. 調達等に関するガバナンスの徹底 (1)随意契約に関する内部統制について ・随意契約を締結することとなる案件については、次の8項目に限定する。ただし、「八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等」については、当該案件を発注する事務所を所管する本社の担当部室の事前審査を実施し、その結果を副理事長、経営企画本部長及び所管部室担当本部長に報告した上で、契約監視委員会の審議・了承を得てから契約手続に着手する。また、全ての随意契約の契約結果等について、引き続き契約監視委員会に報告し、点検を受ける。(競争性のない随意契約の類型) 一 電気、ガス等ライフラインの継続供給(供給元が一の場合のみ) 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料 三 リース物品の継続借料 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務 八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等</p>	当該取組の実施状況(実施率)	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ・以下の一号から八号までの随意契約案件については、厳格な基準を遵守した契約手続を行うとともに、契約監視委員会に報告し、点検を受けた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一号</td> <td>76</td> <td>39.6%</td> </tr> <tr> <td>二号</td> <td>58</td> <td>30.2%</td> </tr> <tr> <td>三号</td> <td>1</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>四号</td> <td>3</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>五号</td> <td>38</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>六号</td> <td>6</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>七号</td> <td>4</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>八号</td> <td>6</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>192</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、調達等に関するガバナンスの徹底への取組として、令和3年度末に内部通達を改正し、緊急を要する場合の随意契約に係る手続の明確化を図ったほか、併せて適用に当たってのガイドラインについても災害発生時等の適用要件を明確化し、令和4年度より運用しているところである。</p>		件数	割合	一号	76	39.6%	二号	58	30.2%	三号	1	0.5%	四号	3	1.6%	五号	38	19.8%	六号	6	3.1%	七号	4	2.1%	八号	6	3.1%	合計	192		<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
	件数	割合																																		
一号	76	39.6%																																		
二号	58	30.2%																																		
三号	1	0.5%																																		
四号	3	1.6%																																		
五号	38	19.8%																																		
六号	6	3.1%																																		
七号	4	2.1%																																		
八号	6	3.1%																																		
合計	192																																			

令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	令和4年度調達等合理化計画で記載した事項	評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
					実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、評価と根拠
			<p>(2) 不祥事発生の未然防止・適正な入札執行に向けた取組</p> <p>① 倫理委員会による点検 関係省庁や他法人で発生した談合事件の背景などを教訓に、役員と支社局・事務所との意見交換、一般研修や担当者会議などにおいて適正な入札執行に向けた取組の講義等を実施し、以下の内容について十分に職員への周知等を行い、不祥事発生の未然防止に取り組むとともに、適正な入札執行に向けた取組状況を倫理委員会に報告し点検を受けることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注担当者法令遵守等規程及びマニュアルの周知徹底 ・事業者との応接方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法、法令遵守義務、秘密の保持義務、規程の適正な運用を図るための措置 ・談合情報対応マニュアル、談合疑義事実処理マニュアルの周知徹底 ・談合情報に接した場合における的確な対応方法 ・入札契約情報の管理方法等の明確化・ルールの周知徹底 ・入札契約情報の厳格な管理、入札参加者から提出された資料の管理、施工計画等の審査に関する情報管理、土木工事等積算システムで作成したデータの情報管理、電子情報の保管方法、アクセス権限の厳格化、入札契約に関する秘密を含む「書類の管理」の徹底 ・コンプライアンスに関する情報の共有 ・コンプライアンスに関する情報を取りまとめてイントラネット上の掲示板に掲示 ・財務業務執行調査の実施による適正な事務処理の推進 ・事務処理状況の点検、指導等 	当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注担当者法令遵守等規程、談合疑義事実処理マニュアル及び入札契約情報の管理方法等の明確化・ルールについては、各事務所において適切な対応が図られるよう、新任管理職研修をはじめとする内部研修で計10回の講義を行うとともに、経理・契約事務担当者会議等で計3回の説明を行い、周知徹底を行った。 ・コンプライアンスに関する情報の共有に係る取組については、研修及び会議等において、談合防止対策、機構の契約制度、随意契約の適切な運用、規程改正等の説明を実施したほか、機構内LANに設置したコンプライアンス掲示板を活用して他組織等の有用な取組の掲示を行っている等の情報共有を図った。 ・財務業務執行調査について、令和4年度は7事務所を対象に調査を実施し、契約手続を含む財務業務全般に関して、各事務所が適正な事務処理を実施しているかを確認し、指導した。 <p>以上の取組状況については倫理委員会に報告し、点検を受けた。</p>	<p><課題及び今後の対応方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 <p><評価と根拠></p> <p>評価:B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。
			<p>② 入札等監視委員会による審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が発注した工事及びコンサルタント業務の契約並びに締結した補償契約について、入札等監視委員会に報告し、審議を受ける。 	当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続等について、入札等監視委員会を年2回開催して審議を受けたが意見の具申・勧告はなかった。 	<p><課題及び今後の対応方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 <p><評価と根拠></p> <p>評価:B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。
			<p>③ 監事監査による確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札契約事務の状況及び適正化の取組状況の確認を受ける。 	監事の意見等、当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・25事務所を対象に、入札・契約手続のチェックを受けた。 ・随意契約の適正化の取組状況を含めた入札・契約事務の状況について、令和4年度監事監査報告により、「随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。」との監事の意見を得た。 	<p><課題及び今後の対応方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 <p><評価と根拠></p> <p>評価:B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。

※(参考)自己評価の評価区分の基準について【「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日付け総務大臣決定)に基づく】

- S: 法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)
- A: 法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
- B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)
- C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)
- D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。
(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)